

## 事前評価個表

整理番号	2
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	R2年度～（おおむね80年間）						
事業実施地区名	江 <small>ごうのかわ</small> の川広域流域	事業実施主体	国立研究開発法人森林研究・整備機構						
事業の概要・目的	<p>① 位置等 本対象区域が存在する江の川広域流域は、島根県東部及び中央部並びに江の川上流の広島県の一部を包括している。年平均気温は約11℃～16℃、年間降水量は約1,400mm～2,200mmとなっている。</p> <p>② 目的 本事業は、森林所有者の自助努力等によっては森林の造成が困難な奥地水源地域において水源涵養機能等を高度に発揮させるため、国立研究開発法人森林研究・整備機構と地域の関係者による分収造林契約等により森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>特に本流域については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年7月豪雨により土砂災害や人家への浸水被害等の被害が発生した地域であること</li> <li>○ 松くい虫被害やナラ枯れ被害について、流域全域に被害が見られる状況となっており、被害地の復旧や計画的な造林により水源涵養機能等森林の公益的機能の高度発揮が必要とされていること</li> </ul> <p>を踏まえつつ、事業を実施していくこととしている。</p> <p>③ 事業の概要等 流域内のダムや簡易水道等の集水域における水源涵養機能等の高度発揮に向けて、水源かん養保安林内の無立木地等において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が、森林所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、新植・下刈・除伐・間伐等森林整備のための費用負担及び、造林者に対しシカ害対策等事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するほか、必要に応じ、既契約地周辺の保安林等において間伐等の森林整備を実施するものである。</p> <p>分収造林契約締結対象区域は、ササの侵入が多くみられ、放置したままでは短期での成林が期待できない上、局所的な降雨等により土砂流出のおそれもあることから、本事業により、水源涵養機能等を高度に発揮させていくため、契約相手方の要望等も踏まえて、スギ2,500～2,700本/ha、ヒノキ2,500～3,000本/haの植栽を予定している。また、広葉樹等の前生樹等を活かし、針広混交林を目指すこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な事業内容：箇所数 26件、事業対象区域面積 265ha (スギ植栽33ha、ヒノキ植栽151ha、広葉樹等育成79ha、既契約地周辺の間伐等1ha)</li> <li>・ 事業対象都道府県：島根県、広島県</li> <li>・ 総事業費： 1,177,821 千円（税抜き 1,070,746 千円）</li> </ul>								
費用便益分析	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">総便益（B）</td> <td style="text-align: right;">1,675,426 千円</td> </tr> <tr> <td>総費用（C）</td> <td style="text-align: right;">776,046 千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果（B/C）</td> <td style="text-align: right;">2.16</td> </tr> </table>			総便益（B）	1,675,426 千円	総費用（C）	776,046 千円	分析結果（B/C）	2.16
総便益（B）	1,675,426 千円								
総費用（C）	776,046 千円								
分析結果（B/C）	2.16								
水源林造成事業等評価技術検討会の意見	<p>水源の涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要がある箇所であり、事業の効率性やシカ害対策などによる事業の有効性も認められることから、事業を実施することが適当と考える。</p>								
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の高度発揮の観点から、森林所有者の自助努力等によっては適正な森林の整備が進まないおそれがある。本対象区域では、水源涵養機能等の高度発揮のため早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性： 費用便益分析の結果、投下する費用を上回る効果が見込まれているほか、広葉樹等の前生樹等を活用した針広混交林の造成を目指すこと等によりコスト縮減に努めることとしており、事業の効率性が認められる。</li> </ul>								

- ・有効性： 水源涵養機能等の着実な発揮のために、シカ害対策や針広混交林化等必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。

新規地区採択に当たっての審査項目（チェックリスト）、費用便益分析及び各観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に評価したところ、森林の重視すべき機能（特に水源涵養）に応じた適切な森林整備が効率的に計画されているものと認められる。

様式1

便 益 集 計 表  
(森林整備事業)

事業名：水源林造成事業  
施行箇所：江の川広域流域

島根県・広島県  
(単位：千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源涵養 <sup>かん</sup> 便益	洪水防止便益	418,224	
	流域貯水便益	162,004	
	水質浄化便益	575,473	
山地保全便益	土砂流出防止便益	406,336	
	土砂崩壊防止便益	1,058	
環境保全便益	炭素固定便益	101,284	
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益	11,047	
総 便 益 (B)		1,675,426	
総 費 用 (C)		776,046	
費用便益比	$B \div C = \frac{1,675,426}{776,046} = 2.16$		

島根県雲南市内等 水源林造成事業候補箇所全26箇所  
(注)便益算定方法は、代表的な箇所(島根県雲南市)を表示しています。

# 令和元年度水源林造成事業評価(事前評価)対象広域流域

